

凍結胚の保存期限を更新される方へ(6年以上)

当院では原則、凍結日から5年間の保存とさせて頂いております。
凍結日より6年以上保存する場合は、費用加算があり医師の診察が必要です。

現在当院でお預かりしている凍結胚は、凍結時に1年間の保存料金が含まれていますが、1年を超える場合、1年毎に更新が必要となります。

凍結日:	年	月	日
------	---	---	---

凍結日をご自身でご記入してください。この用紙を大切に保管し、ご自身で更新手続きの管理をお願い致します。

更新手続きの受付期間は、**凍結保存期限日の2ヶ月前から期限当日まで**です。

受付期間を過ぎてからの更新手続きはできません。

保存期限を迎えた凍結胚の今後の管理について、以下の2つからお選びいただき、案内に従ってお手続きください。

①更新の場合(診察必須)

保存期間延長可否の診察(更新手続きの受付期限まで)

更新期日までに、受診が必要となります。

延長を希望される理由や胚移植する意思の確認し、延長の可否を決定致します。

更新料(自費の場合) : 凍結年数×1万円(税別)

例えば、6年目更新の方は、6年目×1万円=6万円(税別)となります。

②廃棄の場合(診察不要)

凍結胚の保存期限更新をされる方は、

次の手続きの内容をよくお読みいただいた上でお手続きしてください。

手続きについて

1. 同意書の準備

同意書は、『胚または卵子の凍結保存期間の延長に関する同意書』と『凍結胚、卵子の廃棄願』の2種類あります。

どちらか一方を記入し、**必ず更新受付期間中にご自身で手続きをお願いします。**

延長希望の方は、『胚・卵子の凍結保存期間の延長願』に記入日、必要事項をご記入の上、手続き受付期間中に診察の予約をとってお越しください。

当院からの電話連絡等は、一切おこないませんのでご注意ください。

2. 更新手続きの受付期間

更新手続きの受付期間は、**凍結保存期限日の2ヶ月前から期限当日まで**です。

受付期間を過ぎてからの更新手続きはできません。

3. 更新の手続き

①更新の場合(診察必須)

診察の上、医師より延長許可ができれば、その後受付でお手続きしてください。

更新料のお支払いと『胚または卵子の凍結保存期間の延長に関する同意書』に記入日、必要事項をご記入の上、提出してください。

②廃棄の場合(診察不要)

廃棄をご希望の場合も必ず『凍結胚・卵子の廃棄願』の提出が必要となります。

『凍結胚・卵子の廃棄願』に記入日、必要事項をご記入の上、診療受付時間内に当院受付に提出または郵送してください。

なお、保存期間を過ぎて連絡が無い場合には、保存更新の意志がなく保存胚・卵子の所有権を放棄したものとみなし、それらの処分権は当院に帰属し、廃棄処分といたします。

4. 更新手続きにあたってのご注意

- 更新手続きは1年毎となりますが、凍結胚の保存期間は原則、**凍結日から5年間**となります。
- 同意書の署名欄は、必ずそれぞれご本人が直筆で署名してください。**日付も忘れずにご記入ください。**
- 更新の手続きは、必ず当事者が行ってください。家族や知人を代理人として手続きすることはできません。
- 原則として**期間を過ぎてからの更新手続きはできません**。また、手続きをされないまま期限を過ぎた場合に、「まだ凍結胚は廃棄されずに残っているか」などの**電話でのお問い合わせにはお答えできません**。受付期間内に凍結保存期限の更新手続きが完了せず、すでに凍結胚が廃棄処理済みであった場合の異議申し立ては一切受け付けません。
- 『胚または卵子の凍結保存期間の延長に関する同意書』または『凍結胚、卵子の廃棄願』の提出、更新料の受領をもって、更新手続き完了と致します。
- 更新後の返金はいたしかねますのでご了承ください。
- 保存更新の意思表示がない場合、連絡が取れない場合、すべての手続きが上記の期間内に完了されていない場合は、**自動的に廃棄処分となります。こちらからのご連絡は致しません。**
- 離婚や事実婚を解消した場合あるいはどちらか一方が死亡された場合は、更新できません。
- 引越等で住所・電話番号・メールアドレス等の変更した場合や家庭事情に変更(離婚・死亡など)がございましたら、必ずご連絡ください。

◎今後更新手続きの際は、当院のホームページを確認の上、ご自身でお手続きください。

◎**更新においてご不明な点やご質問がある場合は、診察へお越しください。**

電話でのお問い合わせは、お受けできません。

竹林ウィメンズクリニック 2023.12 作成